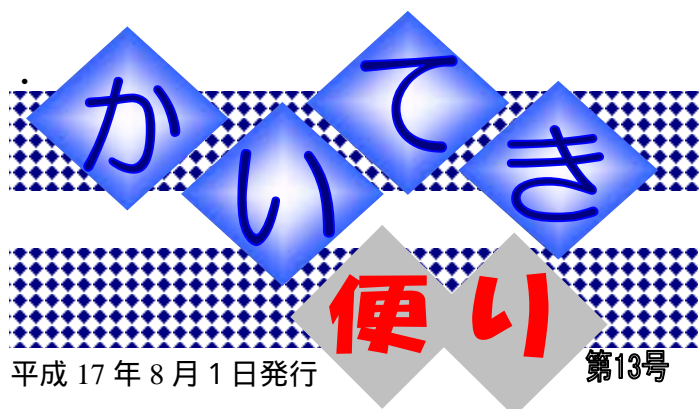


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



平成 17 年 8 月 1 日発行

第13号

INDEX

- 最近の動向**
 「10月施行分介護報酬等の見直しについて
 諮問・答申される」
報酬算定・運営基準のQ&A
 「居宅において利用者の安否確認・健康チ
 ェックを行った後、本人が散歩に出か
 け、その間に掃除等の生活援助を行うこ
 とは可能か？」
お知らせ
 「平成 17 年度介護支援専門員現任研修の
 お知らせ」
 「介護予防WTの設置について」

10月施行分介護報酬等の見直しについて諮問・答申される

最近の動向

さる7月14日、社会保険
 診療報酬支払基金会議
 室にて、第26回介護給付費
 分科会が開催されました。本
 分科会では、今年3月より計5
 回にわたり、介護保険法等の
 一部改正における10月施行
 分に係る報酬の見直しについ
 て議論され、今回、その議論
 を踏まえて、諮問・答申が行
 われました。

主な改定内容は、介護保
 険施設及び短期入所サー
 ビスにおいて、居住費と食費が
 保険給付の対象外となったこ
 と、居室が居住環境の違いに
 応じて ユニット型個室、ユ
 ニット型準個室、従来型個室
 及び 多床室の4類型に分け

られ、それぞれに応じた居住費を利用者から徴収すること、居住費
 及び食費の自己負担には、低所得者対策が設けられたこと等です。

委員から出された報告書には、今後の18年4月に予定されて
 いる次期介護報酬の見直しに向けた検討において、ユニット型
 個室等と多床室との介護報酬設計のバランス等についての検討
 が必要であることや、今回の見直しは、施行までの準備期間が短
 期間であることから、施設等の現場における円滑な実施が進み、
 また利用者への配慮が確保されるよう、厚生労働省は保険者等
 と協力して十分な準備支援体制を早急に確保することを強く要請
 する旨の意見が付されました。



給付費分科会の様子

第26回介護給付費分科会資料はWAMNET (<http://www.wam.go.jp>) に掲載されています。

【参考】特定入所者生活サービス費に関する食費及び居住費（滞在費）の基準費用額

(単位：円/日)

	特別養護老人ホーム (短期入所生活介護)		介護老人保健施設 (短期入所療養介護)		介護療養型医療施設 (短期入所療養介護)	
	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費
ユニット型個室	1,970	1,380	1,970	1,380	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640		1,640			
従来型個室	1,150		1,640			
多床室	320		320			

Q: 居宅において利用者の安否確認・健康チェックを行った後、本人が散歩に出かけ、その間に掃除等の生活援助を行うことは可能か？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 訪問介護における生活援助は、安否確認、健康チェック、環境整備、相談援助、情報提供等を含め、総合的に行われるものであり、訪問介護員はハウスキーパーではないため、サービス提供中は、利用者が居宅に在所していることが基本となります。



平成 17 年度東京都介護支援専門員現任研修のお知らせ

お知らせ

東京都では、(財)総合健康推進財団を現任研修実施機関として指定し、都内の居宅介護支援事業所又は介護保険施設等で現に介護支援専門員として実務に携わっている方(平成 17 年 8 月 1 日現在)を対象として、下記のとおり「平成 17 年度東京都介護支援専門員現任研修」を実施いたします。

受講要件に該当する事業所においては、別途、郵送にて現任研修のお知らせを送付しているところですので、ご確認の上、受講希望者は期限までにお申込くださいますようお願いいたします。

1 受講資格

課 程	対 象 者(受講要件)		備 考
	居宅系 介護支援専門員	施設系 介護支援専門員	
	在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業所 基準該当居宅介護支援事業所	指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設・認知症対応型共同生活介護・特定入所者生活介護	
基礎	就業後 1 年未満の方		重複 受講は 不可 注1
基礎	就業後 6 ヶ月以上 2 年未満の方	就業後 2 年未満の方	
	就業後 2 年以上で、平成 15・16 年度共に東京都の現任研修を修了していない方、もしくは、平成 16 年度に東京都の現任研修(基礎 課程)のみ修了した方		
専 門	就業後 2 年以上で、平成 15 年度東京都の現任研修(基礎又は専門課程)、平成 15・16 年度東京都の現任研修(基礎 又は専門課程)を 1 課程以上修了した方		

注1) 複数の課程に申し込みがあった場合は、受講要件に沿った課程のみ受付致します。

注2) 就業後 年とは、介護支援専門員として従事した期間を通算します。

2 受講申し込みの締切 : 平成 17 年 8 月 19 日(金)必着

3 その他

研修の日程・内容等の詳細は、受講要件該当事業所あてのお知らせ、東京都介護サービス情報(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/rakuraku/1/1.asp>)、又は下記問い合わせ先にてご確認ください。

4 現任研修の申し込み・問い合わせ先

(財)総合健康推進財団 介護支援専門員現任研修係

〒105 - 0011 東京都港区芝公園 2 - 6 - 8 日本女子会館 6 階 TEL 03 - 5777 - 2912

問い合わせ時間: 月曜日～金曜日(祝・祭日除く)の午前 9 時から午後 5 時まで

介護予防WTの設置について お知らせ

今般の法律改正により、新たに予防給付に係るサービスが創設されることから、これらのサービスの基準、報酬等の審議の参考とするため、介護給付費分科会において、介護予防ワーキングチームが設置されました。具体的な検討事項は、介護予防サービス等の内容に係る技術的な事項、介護予防サービス等を提供する事業者の基準に係る事項、その他介護給付費分科会長が分科会における審議のため事前に検討しておくことが必要と判断した事項です。

平成 17 年 7 月 28 日に第 1 回目が開催され、平成 18 年 4 月以降の報酬の骨格案に向けて具体的な議論が行われました。